

幸手市乗合型デマンドタクシー実証運行事業 運行計画（案）

1 事業目的

本業務は、路線バスの廃止等の影響を受ける高齢者を中心とした市民の買い物や通院等の日常生活を支えるための交通手段を確保することを目的とする。

2 事業形態

事業の主体は幸手市として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得した運行事業者へ運行事業の業務委託を行う。

3 運行方式

利用者から事前に予約があった場合にのみ運行する定路線型運行方式とする。

4 運行事業者（予定）

幸手タクシー株式会社
株式会社共和タクシー

5 実施期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

6 運行日および運行時間

月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時まで

※日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月3日まで）に当たる日は運休する。

7 運行路線・系統および停留所

以下の各系統路線上に停留所を配置し、予約のあった停留所間のみを運行するものとする。

系統名	運行系統	系統 キロ	運行回数		停留所 箇所数
			往	復	
系統1	幸手駅～杉戸高野台駅	3.4	8	8	10
系統2	コミュニティセンター～東鷲宮駅	2.2	8	8	4

8 車両

使用車両は、運行事業者が使用権限を有するセダン型車両と同等以上のトランクスペース等を有する乗客定員4名の乗用車を原則とし、有償運送を実施するため事業用自動車（緑ナンバー）とする。なお、本業務で使用する車両は、他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。

9 運賃

基本運賃（1乗車当たり）は、300円とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は運賃を割引する。

ア) 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の手帳の交付を受けている者	200円
イ) 要介護・要支援・事業対象者認定を受けている者	200円
ウ) 上記ア) イ) に該当する者と同乗する介助者（1人まで）	200円
エ) 小児（小学生）	200円
オ) 幼児・乳児（小学生未満）	無料

10 利用者

幸手市乗合型デマンドタクシーの利用者は、幸手市内在住の利用者登録をした者とし、事前に予約することで利用することができる。ただし、次の各号に掲げる者は、市内在住の有無又は当該利用者登録の有無にかかわらず利用できるものとする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者を介助する目的のために同乗する者
- ② 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号通知）及び埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者を介助する目的のために同乗する者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成25年法律第123号）第45条に第2項規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を介助する目的のために同乗する者
- ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する者のうち、同法第27条の規定により要介護認定を受けている者を介助する目的のために同乗する者
- ⑤ 介護保険法第7条第4項に規定する者のうち、同法第32条の規定により要支援認定を受けている者を介助する目的のために同乗する者
- ⑥ 介護保険法第115条の45に定める地域支援事業の利用者として市が認定した者を介助する目的のために同乗する者